

太田市共同墓地やすらぎの碑使用要綱

平成17年3月28日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢化の進行等社会情勢の変化にともない、墓地を所有しない者に対して、納骨の場として太田市共同墓地やすらぎの碑（以下「やすらぎの碑」という。）を使用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 やすらぎの碑の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 太田市共同墓地 やすらぎの碑
- (2) 位置 太田市八王子山公園墓地内

(対象者)

第3条 やすらぎの碑を使用することができる者は、太田市に住所を有していた者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 相続人のいない故人
- (2) その他市長が必要と認める故人

(使用申請)

第4条 やすらぎの碑の使用許可を受けようとする者は、共同墓地やすらぎの碑使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、申請人は、行政区の長とする。

(使用許可の決定)

第5条 市長は、必要事項を審査の上、やすらぎの碑の使用を許可するときは、共同墓地やすらぎの碑使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

(改葬による使用)

第6条 市営の墓地に埋蔵されている遺骨の改葬を市が行う場合においては、その場所としてやすらぎの碑を使用することができるものとする。

(埋葬)

第7条 やすらぎの碑は、焼骨の埋葬以外に使用してはならない。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市共同墓地やすらぎの碑使用要綱(平成6年4月1日太田市制定)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(施行期日)

- 3 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

共同墓地やすらぎの碑使用許可申請書

年 月 日

（宛先）太田市長

（申請者）

行政区名

（管理者）

氏 名

Ⓔ

次のとおり遺骨を太田市共同墓地やすらぎの碑に埋葬・改葬したいので、許可願いたく申請します。

フリガナ 死亡者の氏名 （埋葬遺骨）			
住 所			
性 別		生 年 月 日	（ 歳）
共同墓地に埋葬・改葬を申請する理由			

様式第2号（第5条関係）

<p>共同墓地やすらぎの碑使用許可書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>行政区名</p> <p>(管理者)</p> <p>氏 名 様</p> <p style="text-align: center;">太田市長</p> <p>年 月 日付けで申請のありました次の遺骨を、太田市共同墓地やすらぎの碑に埋葬・改葬することを許可する。</p>	
<p>フリガナ 死亡者の氏名 (埋葬遺骨)</p>	
<p>住 所</p>	
<p>許 可 条 件</p>	<ul style="list-style-type: none">・埋葬に係る費用は、申請人等が負担すること。・骨壺に故人の氏名、埋葬年月日及び次の指定番号を記入すること。 <p style="text-align: center;">* 指定番号</p>